

社会福祉法人上越福社会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「この法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、また、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 障害児入所施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 移動支援事業の経営
- (ハ) 障害児通所支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人上越福社会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、心身又は経済的に支援を必要とする者等に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県上越市大字下馬場576番地78に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には費用弁償を支給することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員並びに理事及び監事に対する報酬等の支給基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認（社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合を除く。）
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事の解任

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができるものとし、当該常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に、4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第18条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後、1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して、評議員会において別に定める報酬等の基準により算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には費用弁償を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第21条の2 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して、特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人が経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、この法人の本部に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類をこの法人の本部に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款をこの法人の本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 日中一時支援事業

(2) 成年後見人等受任事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更するときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人上越福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	石黒愛規		
理事	高倉武雄	理事	古川常治
同	小林 稔	同	金谷秀介
同	猪又 匡	同	水沢源春
同	横山平一郎	同	新田 譲
同	和栗クニ	同	齋木良士
同	涌井芳男	同	山田孝治
同	小林正男	同	丸山謹二
監事	高山宏一	監事	田中誠治

附 則

この定款は、昭和53年7月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年9月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年8月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年3月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年4月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年9月14日から施行する。

附 則
この定款は、平成13年1月23日から施行する。

附 則
この定款は、平成13年8月7日から施行する。

附 則
この定款は、平成13年9月28日から施行する。

附 則
この定款は、平成14年3月12日から施行する。

附 則
この定款は、平成14年5月23日から施行する。

附 則
この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この定款は、平成16年3月19日から施行する。

附 則
この定款は、平成17年3月28日から施行する。

附 則
この定款は、平成21年3月17日から施行する。

附 則
この定款は、平成21年3月17日から施行する。

附 則
この定款は、平成22年7月28日から施行する。

附 則
この定款は、平成22年8月23日から施行する。

附 則 (平成23年8月4日理事会)
この定款は、平成23年9月30日から施行する。

附 則 (平成23年9月21日理事会)
この定款は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月18日理事会)
この定款は、平成24年7月5日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日理事会)
この定款は、平成24年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年5月30日理事会)
この定款は、平成24年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年12月18日理事会)
この定款は、平成25年9月9日から施行する。

附 則 (平成25年12月9日理事会)
この定款は、平成26年1月8日から施行する。

附 則 (平成26年8月4日理事会)
この定款は、平成26年8月4日から施行する。

附 則 (平成26年12月11日理事会)
この定款は、平成27年1月21日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日理事会)
この定款は、平成27年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日理事会)
この定款は、平成27年6月25日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日理事会)
この定款は、平成27年10月8日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日理事会)
この定款は、平成28年4月12日から施行する。

附 則 (平成28年5月31日理事会)
この定款は、平成28年6月20日から施行する。

附 則 (平成28年11月24日理事会)
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月21日評議員会)
この定款は、平成29年7月27日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日評議員会)
この定款は、平成30年3月2日から施行する。

附 則（平成30年11月23日評議員会）
この定款は、平成31年1月22日から施行する。

附 則（平成31年2月13日評議員会）
この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日評議員会）
この定款は、令和2年2月25日から施行する。

附 則（令和2年6月26日定時評議員会）
この定款は、令和2年9月7日から施行する。

附 則（令和2年9月24日評議員会）
この定款は、令和2年9月24日から施行する。

附 則（令和3年6月24日定時評議員会）
この定款は、令和3年8月6日から施行する。

附 則（令和3年8月31日評議員会）
この定款は、令和3年9月24日から施行する。

附 則（令和4年6月27日定時評議員会）
この定款は、令和4年7月29日から施行する。

附 則（令和4年10月4日評議員会）
この定款は、令和5年1月17日から施行する。

附 則（令和5年4月10日評議員会）
この定款は、令和5年6月20日から施行する。

附 則（令和6年6月27日評議員会）
この定款は、令和6年7月30日から施行する。

別表（第28条関係）

基本財産

1 土地

(1) 障害者支援施設「かなやの里療護園」、同「かなやの里更生園」、障害福祉サービス事業所「かなやの里ほほえみ」、同「かなやの里ワークス」の敷地 21筆 62,261.40平方メートル

内 訳

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県上越市大字下馬場字馬場方	377番1	宅 地	215.61
新潟県上越市大字下馬場字馬場方	378番1	雑種地	481.00
新潟県上越市大字下馬場字馬場方道西	529番1	雑種地	74.00
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番8	宅 地	4,453.25
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番12	畑	341.00
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番38	宅 地	7,089.52
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番78	宅 地	7,424.65
新潟県上越市大字小滝字北ノ久保	550番1	宅 地	4,875.36
新潟県上越市大字小滝字高見	560番1	宅 地	3,860.04
新潟県上越市大字小滝字稻荷山	644番2	宅 地	2,962.57
新潟県上越市大字小滝字稻荷山	648番	宅 地	1,296.40
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番14	山 林	88.00
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番21	山 林	144.00
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番29	山 林	147.00
新潟県上越市大字下馬場字稻荷山	576番46	原 野	667.00
新潟県上越市大字下馬場字入ノ田	640番2	原 野	629.00
新潟県上越市大字下馬場字南山	862番	山 林	10,190.00
新潟県上越市大字下馬場字南山	876番1	山 林	13,546.00
新潟県上越市大字下馬場字南山	884番1	山 林	40.00
新潟県上越市大字黒田字池ノ平	1,081番1	山 林	3,053.00
新潟県上越市大字黒田字池ノ平	1,081番2	山 林	684.00

(2) 障害福祉サービス事業所「かなやの里ワークス従たる事業所」、同「ホームかみなかだ」の住居のうち「ホーム安江」、「ひがししろ寮」、「やまと寮」、「ホーム大和」、「ホーム茶屋町」、「ホームみらい」の敷地 8筆 2,278.12平方メートル

内 訳

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県上越市安江1丁目	117番21	宅 地	320.00
新潟県上越市東城町2丁目字柳堤	271番32	宅 地	205.53
新潟県上越市東城町2丁目字柳堤	271番34	宅 地	421.58
新潟県上越市大和1丁目	576番13	宅 地	196.00
新潟県上越市大和1丁目	576番14	宅 地	67.63
新潟県上越市大和1丁目	576番21	宅 地	175.00
新潟県上越市大和1丁目	576番22	宅 地	53.41
新潟県上越市大和1丁目	116番1	宅 地	838.97

(3) 削除

(4) 障害福祉サービス事業所「りんどうの里」の敷地 4筆 1,512.61平方メートル

内 訳

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県妙高市大字田口字深沢	1,241番4	原野	769.00
新潟県妙高市大字田口字深沢	1,241番5	原野	182.00
新潟県妙高市大字毛祝坂字深沢	86番2	宅地	337.84
新潟県妙高市大字毛祝坂字深沢	86番4	宅地	223.77

(5) 障害福祉サービス事業所「つどいの郷」の敷地 1筆 6,535.71平方メートル

内 訳

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県上越市大潟区九戸浜字藤塚	388番17	宅地	6,535.71

2 建 物

(1) 障害者支援施設「かなやの里療護園」、同「かなやの里更生園」の建物 8棟 8,968.19平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
かなやの里療護園 ・かなやの里更生園 (養護所)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 78、576 番 地 8、576 番地 38、新潟県上 越市大字小滝字北ノ久保 550 番地 1、新潟県上越市大 字小滝字高見 560 番地 1	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根平家建	4,836.27 (かなやの里療護園 2,542.48 かなやの里更生園 2,293.79)
かなやの里療護園 (燃料庫)	同 上	コンクリートブロック造 スレート葺平家建	17.25
同 上 (ポンプ室)	同 上	鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建	6.25
同 上 (養護所)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 78、新潟県 上越市大字小滝字北ノ久保 550 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶ き 2 階建	731.10
かなやの里更生園 (養護所)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 38	鉄筋コンクリート造陸屋 根 2 階建	2,281.97
同 上 (体育館)	新潟県上越市大字小滝字北 ノ久保 550 番地 1	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	649.74
同 上 (作業所)	新潟県上越市大字小滝字高 見 560 番地 1	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	266.44
同 上 (かなやの里 多目的棟)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 38、576 番 地 8	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	179.17

(2) 障害福祉サービス事業所「かなやの里ほほえみ」の建物 2棟 921.87平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
かなやの里 ほほえみ(養護所)	新潟県上越市大字小滝字稲 荷山 644 番地 2	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	810.25
同 上 (車庫)	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	111.62

(3) 障害福祉サービス事業所「かなやの里ワークス」の建物 2棟 966.67平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
かなやの里 ワークス(作業所)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 8	木・鉄骨造合金メッキ鋼板 葺 2 階建	812.36
同 上 (作業所)	新潟県上越市大字下馬場字 稲荷山 576 番地 8	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建	154.31

(4) 障害福祉サービス事業「ホームかみなかだ」の住居のうち「ひがししろ寮」、「やまと寮」、「ホーム大和」、「ホーム茶屋町」、「ホームみらい」の建物 5棟 1,147.92平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
ひがししろ寮 (グループホーム)	新潟県上越市東城町二丁目 字柳堤 271 番地 34、271 番 地 32	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	293.17
やまと寮 (居宅)	新潟県上越市大和一丁目 576 番地 13	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	198.97
ホーム大和 (寄宿舎)	新潟県上越市大和一丁目 576 番地 21、576 番地 14	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	189.20
ホーム茶屋町 (グループホーム)	新潟県上越市大和一丁目 116 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	233.29
ホームみらい (グループホーム)	新潟県上越市大和一丁目 116 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	233.29

(5) 障害者支援施設「にしき園」、障害児入所施設「にしき園」の建物 4棟 3,261.05平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
にしき園 (養護所)	新潟県妙高市錦町二丁目 1768 番地 1	鉄筋コンクリート造合金 メッキ鋼板ぶき 2 階建	2,601.01
同 上 (作業所・体育館)	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	505.05
同 上 (倉庫)	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	32.03
同 上 (車庫)	同 上	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	122.96

(6) 障害福祉サービス事業「ホームオオルリ」の住居のうち「ホームオオルリ」、「アカシア」、「けやき」の建物 3棟 792.77平方メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
ホームオオルリ (グループホーム)	新潟県妙高市大字長森字切 石 1384 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	242.06
アカシア (グループホーム)	新潟県妙高市学校町 11 番地 2、11 番地 6、11 番地 7、11 番地 11	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	292.63
けやき (グループホーム)	新潟県妙高市学校町 11 番地 11、74 番地	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	258.08

(7) 障害福祉サービス事業「りんどうの里」の建物 3棟 615.95平方メートル
内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
りんどうの里 (作業所・事務所)	新潟県妙高市大字田口字深 沢 1241 番地 2	木造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	299.18
同 上 (居宅)	新潟県妙高市大字毛祝坂字 深沢 86 番地 2、86 番地 4、 新潟県妙高市大字田口字深 沢 1241 番地 4	木造亜鉛メッキ鋼板葺地 下 1 階付 2 階建	262.53
同 上 (車庫)	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	54.24

(8) 障害福祉サービス事業「つどいの郷」の建物 2棟 1,253.86平方メートル
内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
つどいの郷 (養護所)	新潟県上越市大潟区九戸浜 字藤塚 388 番地 17	鉄骨造陸屋根平屋建	742.86
同 上 (倉庫・車庫)	同 上	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	511.00

(9) 障害福祉サービス事業「ホームうのはな」の住居のうち、「ホームうのはな」、「ホーム
安江」の建物、同「かなやの里ワークス従たる事業所」の建物 2棟 697.07平方
メートル

内 訳

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
かなやの里ワーク ス従たる事業所 (作業所)・ホーム 安江(寄宿舍)	新潟県上越市安江一丁目 117 番地 21	鉄骨造ステンレス鋼板葺 2 階建	389.02 (かなやの里ワーク ス従たる事業所 194.51 ホーム安江 194.51)
ホームうのはな (グループホーム)	新潟県上越市大潟区九戸浜 字藤塚 388 番地 8	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	308.05